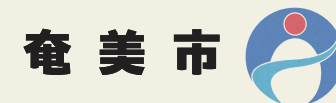


初めての保育所さばくり Q&A



保育所選びについて

Q1: みんなどんな基準で保育所を選んでいるの？

A1: 自宅や職場の近く、お迎えを祖父母に頼むのであれば祖父母宅の近くを選ぶ方が多いです。特にお迎えがバタバタするとの理由から、お迎えに行きやすい保育園を選ぶ方も多くいます。

Q2: 保育所の見学は必ずしないといけないの？

A2: 必ず見学する必要はありません。園の雰囲気を見たい、子どもたちや先生の様子を見たいという時は、保育所に予約をしたうえで見学に行ってみてくださいね。

子どもに合った園を選びたい

Q1: 生まれつきの持病や発達を心配しています。保育所に入れることができますか？

A1: 入所できるかどうかは園によって異なります。
入所希望の園と事前にお話をして、確認をお願いいたします。

Q2: アレルギーがあります。どの園でも除去食の対応してもらえるのでしょうか？

A2: 除去食を実施するためには、医師の診断が必要になります。
また、入所を希望する保育所に事前にお話をして、確認をお願いいたします。

申し込みについて

Q1: 申し込みをするときは、入所希望の保育所は第6希望まで書かないといけませんか？

A1: 必ず第6希望まで書く必要はありません。入所できることになった場合、通うことのできる保育所だけを記入してください。

Q2: 就労証明書はどうやって準備するのですか？

A2: 雇用されている方は、職場の総務担当の方に就労証明書の作成を依頼してください。自営業の方はご自身で作成をしてください。

Q3: 二人目が生まれます。上の子は保育所にそのまま通えると聞いたのですが本当？

A3: 二人目出産後に育児休暇を取得するなどの条件がございます。手続きが必要ですので、必ずお問い合わせください。

問合せ先

名瀬総合支所 こども未来課こども保育係 0997-52-1160

笠利総合支所 いきいき健康課福祉係 0997-63-2299

住用総合支所 市民福祉課福祉係 0997-69-2111



さあ、保育所さばくりだ！

保育所を利用するには、いくつかの手続きが必要です。この紙面では申請から利用開始までの流れを一覧でご案内します。詳細については市のHPをご確認ください。

さばくり
START

STEP1 まずは希望の保育所を選ぼう

希望の保育所をお選び下さい。
奄美市には様々な保育所があります。

奄美市の保育施設一覧

直接申込が必要な施設もあります。
一覧がありますのでご確認ください。



会社に
近いほうが
いいかな…？

Q いくつから保育所に入所できる？

A 申込受付は原則、生後6カ月を経過しているお子さまからとなりますが、施設によって異なります。6ヶ月未満のお子さまを預けたい場合は利用希望施設へご確認ください。



STEP1. 保育所選び

STEP2. 申請

STEP3. 内定

STEP4. 入所！

保育所の利用対象となる方

保育の必要性のある方が対象になります。
※それぞれに証明する書類、保育必要量、認定期間等は異なります。
詳しくは市のHPをご覧ください。

保育所の利用対象者となる方

月48時間以上かつ、月12日以上就労する

継続的に求職活動や起業活動を行なっている

母親が出産の前後である

疾病にかかる、負傷している、または精神・身体に障がいを持っている など

預けられる時間について（保育の必要量）

保育標準時間 7:00～18:00(11時間)

・両親が月120時間以上就労する場合 など

保育短時間 8:30～16:30(8時間)

・保護者のいずれかがパートタイムで就労する場合 など

保育認定を行うと同時に必要量の認定をします。

詳しくは市のHPおよび最新の
保育のしおりをご覧ください。

奄美市 保育 しおり

CLICK HERE

申込手続きは
こちらから！



アクセス後、希望する入所申込の
ページにお進みください。

STEP3 内定後のながれ

利用調整の結果、内定の連絡があった場合の
ながれはこのようなになります。



健康診断を受診

健康診断書を
奄美市各総合支所
保育担当課へ提出

保育施設面談

結果により入所が決定

必ずお子さんと
同行してください

定員について

定員超過の場合、保育の必要性と優先度を
点数化し、その合計に基づき調整を行い必要
性の高いお子さんから入所の案内をします。

STEP4 保育所デビュー！



おしごと
きばりんしょ〜

初日は寂しくて
親が泣いちゃうかも…

ならし保育について

入所開始後は、お子さんが施設・食事に
慣れフルタイムで保育できるまでは短い
時間でのご利用となります。
期間については児童によって異なります。

保育施設利用申請に加えて支給認定の申請も必要となります。

詳細はwebをご覧ください



支給認定とは？

保育の必要性の有無やお子さんの年齢などの基準に基づき
3つの区分に認定します。認定区分に応じ利用できる施設が異なります。

保育施設利用申請・支給認定申請

	4月利用希望の場合	5月以降利用希望の場合
申請方法	オンライン申請（窓口申請をご希望の方はお問い合わせ下さい）	
受付期間	前年11月ごろから受付開始 （日程変更する場合もあります）	利用希望月の3ヶ月前から前月10日まで
受付時間	受付期間開始日から受付期間末日の23時59分申請完了まで	

希望保育施設は第6希望まで！

申請書に記載の施設以外の調整は行いません。複数の施設を希望される
場合は、第6希望までご記入ください。ご希望に添えず、第2希望以降や入
所保留(待機)となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

